**（以下の調査については、対米国への輸出の取組について課題提案書に記載している協議会等を対象としています。対米国への輸出をしていない又はする予定がない協議会等につきましては、提出は不要です。）**

**米国関税措置等に伴う農林水産物・食品輸出の関する影響調査について**

1. 貴協議会にて実施する輸出先国について米国を対象としている場合、米国向けの直接販売額は何割ぐらいですか。
2. 貴協議会にて輸出額に占める米国のシェアは何割ぐらいですか。

※１及び２の実績（割合）がわかる資料を添付願います。

※いただく調査内容については、本事業の参考資料として利用いたします。